

東金市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月6日

東金市農業委員会

第1 基本的な考え方

東金市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	3, 360 ha	32 ha	0.95 %
目 標 (令和8年3月)	3, 360 ha	8 ha	0.24 %

【目標設定の考え方】

新たな遊休農地の発生を抑制しつつ、単年度の解消目標面積を6ヘクタールと設定し、令和7年度までに24ヘクタールの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員は、地区割により班を編成し、農地法に基づく利用状況調査及び利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	3, 360 ha	915 ha	27.2 %
目 標 (令和8年3月)	3, 360 ha	1, 714 ha	51.0 %

【目標設定の考え方】

千葉県農林水産業振興計画（令和4年度～7年度）において、「担い手への農地の集積面積が耕地面積に占める割合」の目標値を51パーセントとしていることから、本指針においても集積率の目標を51パーセントとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構等と連携し、

ア 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

イ 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

ウ 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 （令和4年4月）	3 人	2 法人
目 標 （令和8年3月）	11 人	6 法人

【目標設定の考え方】

個人については毎年度2人、法人については毎年度1法人の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東金市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力